

平成31年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月12日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する 陳情（陳情審査報告）
日程第 3	発議第1号	豊頃町議会委員会条例の一部改正
日程第 4		一般質問
日程第 5	意見書案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する 意見書
日程第 6		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運 営委員会）
日程第 7		会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 欠員
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	菅原裕一君
教育長	山本芳博君
農業委員会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	富田秀樹君
企画課長	下重博光君

住 民 課 長	佐 藤 則 仁 君
福 祉 課 長	山 田 良 則 君
子 育 て 支 援 所 長	廣 澤 行 位 君
産 業 課 長	神 義 宏 君
商 工 観 光 課 長	岩 城 光 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	熊 谷 雅 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 良 英 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	二 村 比 呂 志 君
消 防 署 長	波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番相澤昌幸議員及び5番岩井明議員を指名します。

◎ 陳情第3号

- 藤田議長 日程第2 陳情第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

- 中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第3号。

2、付託年月日。平成31年3月5日。

3、件名。地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。平成29年5月11日に成立した地方公務員法及び地方自治法の一部改正法は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。このため、来年4月1日の制度開始にあたり、各自治体における必要財源の確保やパートタイム労働法の趣旨を「会計年度任用職員」に適用させるなど処遇改善と雇用安定を求めることは、地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員が、法施行後も本町で生活し続けるために重要であり、ひいては本町の活性化を図るうえからも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものであります。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 発議第1号

●藤田議長 日程第3 発議第1号豊頃町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 発議第1号。提出者、豊頃町議会議員大崎英樹、賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上中村純也、同上相澤昌幸。

豊頃町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

豊頃町課設置条例（平成30年条例第1号）が改正されたことに伴い、条例中の関係規定を改正するものである。

豊頃町議会委員会条例の一部を改正する条例。

豊頃町議会委員会条例（昭和62年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア、総務、企画、住民、産業（町有林に関するものに限る。）及び施設（町営住宅に関するものに限る。）の各課並びに出納係の所管事務に関すること。

第2条第2号アを次のように改める。

ア、福祉、子育て支援所、産業（町有林に関するものを除く。）、商工観光及び施

設（町営住宅に関するものを除く。）の各課の所管事務に関すること。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第4 一般質問を行います。

1項目ごとに発言を許します。

通告順1、5番岩井明議員。

●5番岩井議員 私は、国民健康保険制度についてお伺いいたします。

自治体が保険者になっている国民健康保険、自治体保険というふうに一般的に言われておりますけれども、これは昨年の4月から都道府県単位化に移行いたしました。これは、自治体国保の保険者は、これまで市町村だけでしたけれども、新たに都道府県も保険者に加えて、都道府県に財政運営の責任を負わせ、市町村の国保事業を赤字解消の名目で、市町村が行っている一般会計から国保の特別会計の法定外の繰り入れ、これを解消することにあります。

法定外繰り入れの解消は、国保税の大幅な引き上げを招く危険を高め、滞納世帯や保険証を持たない無保険者の増大に拍車をかけるだけだと、このように言わざるを得ません。また、子育ての観点からも、国保以外の被用者保険の保険は、子どもの人数に影響されない一方、国保は子どもを含め世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があるため、子育て支援に逆行すると、このように考えております。少子化対策、子育て支援、格差是正の視点から、子どもの均等割への軽減策等が必要と考えますが、本町の対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

現在、本町の国民健康保険税につきましては、御案内のとおり応能、応益で負担をいただいております。特に、応益、応能の中身といたしましては、所得割、資産割、平等割、均等割、それぞれ個々の世帯によって異なりますけれども、それらのものを合算して国民健康保険に入っている家庭に賦課しているわけでありまして、それぞれの税率は、本町の国民健康保険事業に必要な財源が確保できるよう本条例で定めており、基本的な賦課方法は、地方税法の規定に基づいて行っております。

したがって、地方税法に規定のない独自の軽減策などを行った場合、国からの補填はなく、それらの財源を求めるには、やはり一般会計から支出しなければならないような状況に陥るわけでありまして、また、均等割等々については、家族数に応じておりますけれども、子どもに対する均等割といたしましては、人数割等につきましても、今、御指摘のとおり、家族の多い家庭では、当然負担が多くなるわけでありまして。

本町といたしましては、子どもに対する支援は、御案内のとおり町単独で子育て支援の施策として、出産祝金、さらには健全育成支援金、保育所通所支援金、小学校入学金、高校生の通学補助、また高校生までの医療無料化など、子どもに対する支援については、あらゆる視点において実施しているわけでありまして。

いずれにいたしましても、国保は相互扶助でございますので、ある程度の負担をしていただくことは、現在の法律に基づいて行っておりますので、法律を改正しない限りは、今、御質問のあったことについては、かなうことはできないわけでありまして。これからも、特にそういった財政的負担の弱い家庭につきましては、十分担当者や相談の上、できるだけ納めやすいような方法で対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 ただいま相互扶助と言われましたけれども、相互扶助というような観点から申し上げますと、他の保険制度と比べて非常に高い国保税。国保税だけで申しますと相互扶助という考えがあるかもしれませんが、他の保険と比べまして、相互扶助という考えはどうしても不平等だということを、まず申し添えておきたいと思っております。

2点目ですけれども、国民健康保険税は、国民の4人に1人に及ぶ加入者が貧困化、高齢化する一方で、国が国庫負担を抑制し続けてきたために、高騰がとまらなくなっているのが実情であります。その上、国保税にだけ世帯人数が多いほど高くなる

均等割があるために、中小企業の従業員らが加入する協会健保と比べ、家族が多いときには2倍にも高くなるなど、医療保険によって負担や大きな格差があるのは、大きな問題だと、このように言わざるを得ません。また、先ほど相互扶助というような言葉が出ましたけれども、相互扶助の名で応分の負担を正当化する考えもこのようにあるようですけれども、負担能力に関係なく、ゼロ歳児までも含めた頭数で負担を課するのは、余りにも負担押しつけの制度だと、このように言わざるを得ません。

現行制度には、災害などで所得が激減した世帯の国保税を一時的、また臨時的に免除する仕組みはあることは皆さん御存じだと思いますけれども、低所得世帯の対策として、免除する仕組みはないというふうに私、認識しているところでございます。所得がなくても、原則として国保税が課せられることになっております。

地方自治体の責務は、不合理な制度が課せられても、町民の立場に立って対応していかなければならないとの観点から、収入がなくても負担を余儀なくされる国保税の均等割、また平等割の見直し、医療費の窓口負担の減免を拡大強化をすると、これを町独自の施策として実施し、恒常的に生活が困難な家庭への援助が必要と考えますが、本町の対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、私どもの国民健康保険税の負担については、先ほど申し上げましたとおり、応益、応能等の分担によって負担をしていただいているわけでありまして。特に、生活保護の方々は別として、生活保護に近い、厳しい所得の方についても、国保では7割減免がございまして、その減免対象になった場合については、通常の計算の約3割しか負担しなくてもいいような制度になっております。例を挙げれば、家族3人、御夫婦と子ども1人の場合、所得が著しく低い場合、軽減措置を引くと、大体年間四、五万、月に3,000円程度でございまして。

今、病院にかかる医療費については、御存じのとおり、約2億円近い金が必要とされております。どうしても、一般の税金で納めますと、国民健康保険に入っていない方の税金まで、そちらのほうに回さなければならない状況では、非常に不公平が感ずる形になりますし、また、独自で勝手にそういった制度を設けるということになれば、今、国から来ている補助の体制、それから調整交付金等々について、非常に厳しいペナルティーが来ることが予想されます。あくまでも基準に応じた形の中で、さらに財政的に厳しい家庭によっては、担当者がそれなりに納税しやすい方法で相談にのっているわけでありまして。

本町におきましても、滞納されている方は若干ございますけれども、それらの方についても、誠意がある方については当然相談に応じて、病院にかかる形の手続をしております。

今後、今の段階では、岩井議員が申し上げたような質問のとおり、減額措置のほうについては法律に基づきますし、所得割等々については、社会保険の一般とは異なるという御質問ですけれども、一般社会保険のほうは、また月額報酬で、それぞれ応分な金額を納めておりますので、決して国保だけ特別高いというわけではありません。

先ほど申しあげました相互扶助というのは、今、北海道では全町村が広域になったため、一本になるわけでありまして。特に、十勝の町村は、どの町もほとんどが激変緩和的な形の措置で非常に所得が伸びておりますから、他の町村から見ると、負担がかかる率が高いわけでありまして。これも、先ほど私が申しあげました相互扶助で、弱い町村にはやはり力がある町村が協力するのが国民健康保険の最も基本的な考え方というふうに私も考えております。

したがいまして、今後、そういった厳しい納税負担の方々については、十分担当職員が相談にのりながら、納めやすい方法をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 減額の制度では、先ほど町長言われたとおり、所得によって7割、そして5割、2割というふうにあるわけですけれども。ただ、本町においても非課税世帯、結構多いものですから、その中で5万円、6万円という中で生活している人もいるわけなのです。その中から、今言われた3,000円、この金額を捻出することは、非常に困難極めている家庭もあるわけですね。病院のかかっているその状況も控えざるを得ないという方もおられるわけですね。その辺は指摘しておきたいと、そういうふうに思います。

ただ、国の制度がこういう制度ですので、町にばかりいろいろと言うわけにはいかなぬものですから、こういう観点ではいろいろと努力をしていただきたいというふうに申し上げておきます。

3点目ですけれども、厚労省は、国保財政の安定化、これを口実に都道府県化を18年度から実施しております。それと引きかえに、3,400億円の財政支援や住民運動を背景に、制度初年度は、一部市町村が値下げしておりましたけれども、国は都道府県化を使って市町村をさらなる値上げへと誘導しているように思われます。市町村が独自の努力で国保税を引き下げてきた一般会計からの法定外繰入金の計画的な削減、廃止など、これを迫っております。

財政支援の中には、繰入金の削減や国保税の取り立て強化を競わせる保険者支援努力制度、これまであります。この誘導によって、18年度も値上げする市町村が相次

いでいることは御承知のことと思います。全国知事会からの均等割の見直しを再三要望され、検討すると合意してから4年もたつのに、安倍首相は引き続き検討するとしか答えていないのが実情です。

このような状況を踏まえ、本町といたしましても、国保加入者の税負担を軽減するために、財政の確保を国や道に求めていくべきと考えますが、対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今回の御質問ですけれども、今、国の制度は、以前には国保の国からの支援は約40%程度ありまして、全体100としたら50・50で国、道が50、町が50、そのうち、町の中にも補助事業等が入りますので、実際はそれより低くなっております。そして現在、御承知のとおり、国は32%に引き下げた。それだけ町村の負担が多くなる計算になりますけれども、その見返り分として、今、調整交付金という、財政事情に応じた町村に調整交付金で調整されているのが現状であります。ただ、本町にとりましては、今、高校生まで医療を無償化しておりますけれども、病院にかかる方の無償化がふえればふえるほど誰かが負担をしなければ採算はとれないわけです。

したがいまして、私はやはり国保は、全員が病院にかかった場合については、所得に応じてやはり負担をすべきだという考えをもっております。これから、できるだけやはり町村間に不公平のないような形で道なり国に求めますけれども、国に対しても、そういった今言われたようなことで、不公平なものについては町村会を通じてやはり国に訴えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私の町は、御存じのとおり、非常に健康診断等の受診率が北海道でも相当いい位置におりまして、これらも担当者の努力によるものですが、なお一層、町民の健康には留意しながら、できるだけ病院にかからない、そして健康で生活できるように、そういった面でも指導しながら努力していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今まで質問した中で、国の取り組みと相まって、市町村ではかなり苦勞していることは承知しておりますけれども、ただ、全国的には、数は少ないのですけれども、子どもの均等割、これを完全に免除している地域もあるわけですから、やはり本町といたしましても、こういうものを学びながら、前向きに取り組んでいきたいと。そして、子どもの成長、そして一般の親にかかる負担、これを少しでも取り除いてほしいと、このように行うのが町としての責務だと考えますが、御答弁をお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私の町の国保加入者の職業といえば、どちらかというとも基幹産業である農業、漁業のほうが多いわけでありまして。今、国でも道でも所得の率を変えようとしているわけでありましてけれども、本町でも限度額の、今現在62万ですか、62万を超える方がたくさん出てくるようなわけで、それだけ国保に対する税率が高ければ、所得がありますので負担がかかるわけでありまして。私は、所得の少ない方に、そういった光を当てるのは当たり前でありますけれども、しかし、それを誰かが補う、つまり所得のある方が補うわけでありまして、そういった上のほうの限度額にいる方々にも、何としてもやはりある程度調整といたしまししょうか、できるだけ限度額の出る方々が税負担というか、国保の税負担にならないように努力をしたいのですけれども、それには何といたっても、先ほど申し上げましたとおり、町民全員が健康で病院に行かないような形をとらなければ、なかなか数字が合わないわけでありまして。

今後、今御指摘のとおり、十分わかりますけれども、できるだけ町民の健康維持のために、そういった予防等の健康行政に気をつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順2、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 本日の一般質問は、まず最初に、地方創生事業における人材の確保及び活用について、2項目に分けて質問させていただきます。

1問目といたしまして、宮口町政4期目の柱である地方創生事業について、事業の推進上において特に重要な中核的人材の確保とその活用について、現状分析を含めた町長の考えを伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本町では、平成29年9月から地域おこし協力隊を委嘱し、活動を行っております。この隊員導入の目的は、隊員本人の定住はもちろんですが、町内の若者などの活力を生かすため、人材育成事業、地域産業の活性化事業、移住定住促進事業など、総合的にプロモーションする豊頃町総合プロモーション推進事業や、地域商社を設立した後は町の観光ブランディングやジュエリーアイスのお土産開発などを担っているところであります。現在、地域おこし協力隊の募集は行っておりますが、任用の目的や使命を明確にし、隊員を希望される方の意欲やニーズなどを精査しつつ、町外

の人材を定住、定着を目指していきたいというふうに考えているところです。現状はそういった状況ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長の考えをお聞きいたしました。

特に、我が町のように人口減少が徐々に進み、とりわけ地域づくりの担い手となる人材の高齢化や流出による痩せ細りが進行していくと、まず地元での人材の確保は期待できないのが現実であります。では、町外からどんどん積極的に人材を雇用し、確保すればよいのではないかと、やはり町長も言われているとおり、なかなか一筋縄ではいきません。今の世の中、どの業種、仕事の現場においても人手不足は深刻な問題なのです。しかし、この課題を中長期的視点から人材育成策として捉えなければ、我が町の未来を語ることはできないと思います。

まず、宮口町政の地方創生事業において、一番重要なのは、事業の推進に必要な中核的人材の採用だと私は考えます。新人は、段階に応じて育てていかなければなりません。即戦力の起用は緊急課題です。町長は現状で満足しているわけではないと思いますが、中堅、若手に中途退職者が出ては、将来の事業推進の流れにも影響しないとは言えませんので、愛町精神旺盛な人材の発掘と起用ができますことを願ってなりません。町長、この点についてはいかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 地域創生そのものは、何と言ってもやはり定住促進が私はかなめだというふうに考えております。御承知のとおり、非常に人口的に言いますと、自然増減は厳しいですけれども、今、十勝管内でも私の町、転入・転出は転入のほうが大きい数字になっております。これは十勝でも数町村しかないのではないかと、この原因としてはいろいろやはり担当職員等の努力もありますけれども、豊頃町の隠れた魅力を理解している方々が定住をされるのではないかと、このように今思っておりますし、職員の中でも、今、最近は非常に地域に明るい方、地元の方がなかなか採用が難しい状況になっているのは御案内のとおりでございます。採用になった方々の若いエネルギーを少しでも豊頃町のために、また豊頃町を早く知っていただいて、さらに活動するようにそれぞれ上司が指導はしておりますけれども、これからのいろいろな形でやはり外へ出て勉強され、そしてまた外から人を入れてくるような形で町の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長の考えをお聞かせいただきました。

2問目の質問でございます。

地方創生・互産互生のいずれも、前進させるためには、人の確保、活用が必要であると考えますが、外部人材の確保、活用を含めた次世代人材の育成等について、町長の考えを伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 地方創生につきましては、平成27年に策定した豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、今取り組んでいるところでございます。地方創生の人材育成につきましては、平成28年度から始まった総合プロモーション事業により、「豊頃団志」を核として、いもコジの開催による自己研鑽に努めるなど、外部講師を招聘しながら人材育成セミナーの開催などを行っております。さらに今後、大学などと連携を進め、ゼミや教育実習の受け入れ、地元青年との交流やまちづくりについて、新たな視点から提案を受けるなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

互産互生事業の推進については、昨年7月に協定を締結した静岡県掛川市を初め、全国報徳研究市町村協議会、加盟されております市町村や掛川市地域商社互産互生機構などが持つネットワークの相互連携により、事業の連携都市となった関係市と、これまでの取り組み実績などを検証しつつ新たな事業拡大を考えているところであります。

また、この互産互生事業推進に伴う地域商社においては、既に専門的な知識を持っております外部人材を商社職員として採用しているところですが、今後の事業推進上さらに必要となった場合については、適任な人材を積極的に確保、活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長の考えをお聞きいたしました。

大体、町長もそれに近いことを申しておりました。我が町における地方創生事業のメインは、まず地方創生推進交付金事業による互産互生のつながりを生かした地域商社推進プロジェクト、まちなか活性化拠点施設の効果的な運営をどうするかにあると思います。

この事業に向けて前進していくためには、お金や施設や組織や仕組みも大事なのですが、結局その地域で暮らす人材がプレーヤーとして地域の魅力に気づき、意識を高める活動を楽しみながら実践していくことが重要なポイントとなっていくのではないかと思います。

互産互生における地域商社の現在までの活動から、働き方の創出としてどのぐらい

の評価をしているのか、先ほど町長も言うておりましたけれども、職員も頑張っでそれぞれ能力を使っで仕事をしてございますけれども、大体現在のところ、点数をつけると幾らぐらいなのか、何点ぐらいなのかという部分につきましては、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 非常にこの点数のつけ方については大変難しい問題ですけれども、今、地域創生事業が始まってまだ日が浅いわけでありまして。一朝一夕のように、即結果が出るものではないというふうに私は思っております。これから、やはりじっくりと、またそれぞれの担当部局と協議をしながら前進していくのが私は一番よいことではないかというふうに思っております。

御案内のとおり私の町は特にNPOだとかボランティア等については非常におくれておりまして、なかなかそういった組織をつくることも難しいわけでありまして。今、それぞれのおつき合いしている町村については非常にそういった土壌がしっかりしておりまして、先進地であります。私どもも担当者が出かけて勉強はされておりますけれども、何と言っても、長い歴史の中にそういった土壌が生まれたものですから、私の町も決して急がず、落ち着いてゆっくりと前に進むことが一番大事かなというふうに思っております。

ただ、地域創生事業等についても、御案内のとおり、国がいつまでも面倒を見てくれるわけではありません。補助事業も3年過ぎますと厳しい状況下になりますので、これからはそういった目立つ事業が少し抑えられるかなというふうに危惧しているところでもあります。

小笠原議員指摘のとおり、できるだけ人材育成のために力を入れながら本町をPRしていきたいというふうに考えています。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長のお話を伺いました。

互産互生については、特に新規の未知の事業を展開する。担当課としては、本当に暗中模索の中、少数精鋭で頑張っていると私は思いますが、いずれにいたしましても、多くの町民が温かく見守り、消費活動に大いに参加していただくことが、働き手にとっては一番の励み、カンフル剤になると思いますので、商工振興事業の目玉として、地域商社として独り立ちできるよう応援したいと思っております。

次に、外部人材の確保について質問させていただきます。

人材の確保、活用を含めた次世代人材の育成に関することですが、道は新年度から市町村と共同で首都圏からの移住者を集めるUIJターン新規就業支援事業を実施

し、道内中小企業の人手確保を図るとのことである。移住支援金の給付のほか、企業の求人情報を掲載するマッチングサイトの開設などに取り組む等の情報があつたが、我が町においても事業の参加の申し込みを検討しているのか、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この問題については、まだ本格的に内部で検討しておりませんが、そういった情報が適宜入り次第、積極的に勉強していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 簡単に解説しますと、Uターンというのは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。Iターンとは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に地元にはない要素を求めて故郷とは別の地域に移住すること。Jターンとは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住することとなっております。

こういった人材を、ぜひとも我が町でも活用していただきたいと思うわけですが、やはり募集してもなかなかこの市町村も含めて、行政体も含めて非常に厳しい状況の話は聞いております。また、このほかに、医療や企業、農業の世界においては、インターンシップなる就業制度もあり、人材を確保するためにはいろいろな間口のネット網が必要となっております。

地域おこし協力隊は10年ほど前から始まりましたが、北海道、ここ十勝の市町村においても、その活躍が報道でも紹介されております。1年から3年の間、都会から農村に移住し、よそ者目線を生かして地域おこしに励む。現在では中間山地地域を中心に約5,000人が特産品開発や販路開拓、農業、コミュニティーの活性化、交流、観光など、多彩な活動を進めているとのこと。

これら地域おこし協力隊についてでございますけれども、先ほど町長も申しておりましたけれども、私はやはりこの地域おこし協力隊の方々については、我が町にも非常に必要な人材だというふうに思っております。できれば、本当に2人でも3人でも、そういったチームを組んでいただいて、タッグを組んでいただいて活動していただくのがよろしいのではないかなというふうに思っておりますけれども、やはりいかんせん、求めてもなかなかそこに人材がたどり着かないというような状況も聞いております。

●藤田議長 小笠原議員に申し上げます。

質問は簡素にお願いしますし、質問書に沿った形の質問を、よう心がけてください。

● 2番小笠原議員 はい。

私はとにかく、この地域おこし協力隊のことについて再度お聞きいたしますけれども、何とかこの地域おこし協力隊について、新しい形で活動していけるような道筋を築いていただきたいわけですが、このことについて町長に伺います。

● 藤田議長 宮口町長。

● 宮口町長 地域おこし協力隊ですが、本来でありますと地元の方がいらっしゃるのが一番いいのですが、どうしても外部から導入されるようなことになれば、その方のある程度の生活を守ってあげなければならぬ。そうしますと、それなりの給料や手当等でカバーしなければならないような形になりますし、なかなか募集されてもそういった身分の問題等がありまして、なかなか実際のところは来る方が少ないわけでありまして。

今、小笠原議員が指摘されるように、やはりもう少し内部で十分検討しながら、また地域おこしの方々の条件のいい待遇で、魅力あるまちづくりのために協力していただくよう、またさらには幅を広げてそういった方々を選択できるような形で職員ともども努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

● 藤田議長 小笠原議員。

● 2番小笠原議員 町長の御意見をいただきました。

我が町には、若者の活力を生かした総合プロモーション事業があります。「豊頃団志」によるいもコジ会の開催、体験モニターツアーなど、若者の活力を生かした人材育成事業が芽を出しつつあります。

移住定住促進事業を含め、若者同士の交流から豊かな人材育成確保につながりますよう、これらの事業をバックアップできるコンサルタントの継続的な配慮がひとり立ちできるまで必要であると私は考えます。町長には、ぜひとも郷土を愛する人材の育成を今後ともよろしくお願い申し上げます。

これで、この質問を終わらせていただきます。

次の質問……。

● 藤田議長 小笠原議員に申し上げます。

町長の答弁があります。

宮口町長。

● 宮口町長 ただいま小笠原議員がおっしゃったとおり、我々職員一同、努力してまいります。

以上です。よろしく申し上げます。

● 藤田議長 小笠原議員に申し上げます。

2項目めに移るかと思えますけれども、11時10分まで休憩をしたいと思います。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。小笠原議員の次の項目について、質疑を受けます。

小笠原議員。

●2番小笠原議員 2項目めの質問でございます。

2項目めの第1問ということで、我が町の教育課題への対応策について2点、教育長にお聞きいたします。

まず1問でございますが、先日、文部科学大臣から、携帯電話やスマートフォンの小中学校への持ち込みを原則禁止した文科省通知を見直す方向で検討を始めるとの発表がありましたが、町内の小中学校の個人での携帯電話、スマートフォンの所有率、持ち込む際のルールや検討状況についてお伺いをいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 答弁を申し上げます。

本町においても、ただいま議員が御指摘のとおり、平成21年に文科省のほうから学校における携帯電話の取り扱い等に関する通知ということで、原則持ち込み禁止となっているため、正確に所有率等々について調査した経緯がございませんので、その点について答弁させていただきたいと思えますし、各学校においても、携帯電話、ゲーム機及び不用なお金等、その他学習に必要なものについては持ち込み禁止ということで、ルールづくりがされているところでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 スマートフォンの所有率、持ち込む際のルール、検討状況については、我が町の小中学校についてはデータがないという状況だと思うのですが、例えば小学校の修学旅行にはないとは思いますが、例えばカメラ機能とかが携帯電話にはついていきますから、中学生あたりは、修学旅行等においては、ある程度の所有もやむを得ないのではないかなというふうにも個人的には思うわけなのですが、このことについてはいかがでしょうか。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 ただいま御答弁申し上げたとおり、修学旅行についても学校の教育課程の位置づけにある中においては、原則携帯を所持することについては禁止しておりますし、引率者等それぞれ教員も同行いたしますので、諸課題の対応策については、その中で緊急連絡とか、そういうものについては対応しているものと考えております。

す。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 文科省の09年の通知で、小中学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止すべきだとして、高校でも使用制限措置をとるように求めています。ただ、これ当時と比べて全体的に学生さんの携帯の所有率が非常に急速に高まったことや、またこの災害時に連絡手段を確保する観点から見直しが必要だということで文科省は判断しているようなのです。今後、近い将来は、解禁になった場合には、我が町の中学校の持ち込み規制等の緩和措置などが考えられているのかどうか、教育長にお伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 ただいまの御質問でございますが、今回の報道につきましては、議員おっしゃるとおり大阪の北部地震でございますか、そのことを起因にしまして、安否確認等の手段として、時代に合った携帯電話等による安否確認も有効な手段であるという内容の中で、文科大臣が検討に入りたいというような報道ではなかったかと存じております。

今後、文科省からの正式な通知等、その緩和するに当たっての取り扱い等々について御検討がされるものと思いますし、あわせて保護者の方等からお話があれば、学校現場、さらには町P連等とのお話を伺ったり、十勝管内の他町村の考え方等を十分参酌させていただいた中で、今後の対応については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいまの教育長の答弁をお聞きいたしまして、やはり我が町の学校においては、やはりそれぞれ学校の取り決めもあろうかと思えますけれども、実際問題として、先ほど教育長の答弁の中にもありました、父兄とも相談してということでございますけれども、父兄等からぜひとも携帯電話は授業が終わった後では解禁してもらいたいのだとか、そういうようなお話というのは、実際問題ないのでしょうか。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 私個人としては、まだそういう情報について伺っている状況にはございません。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 昨今の時代において、やはり携帯端末機、いわゆるスマートフォ

ンも含めてですけれども、非常にいろいろな機能がついてございます。その中には、やはり災害時に必要な機能も備えたものもあります。我が町もそれぞれ太平洋プレートがある震災の多い地帯でもございますし、それぞれ文科省から、それなりの緩和的なお話があったときには、我が町も、特に中学生くらいからは少し柔軟に対応していただけたらなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、正式に文科省からそういう緩和策等を十分検討するように、あるいはそういう方向を進めていただきたいというような内容の通知、北海道教育委員会、さらには管内の各町村教育委員会の考え方等を十分参酌しながら、本町としてそういう要請等がございましたら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 2問目の質問に移らさせていただきます。

本町高齢者の生きがいづくりの場として、町内在住の60歳以上の方を対象に豊寿大学が開校されています。近年、特に戦後生まれ世代の入学が少なく、受講生の高齢化が悩みの種とお聞きしております。これらの対策等について、教育長に伺います。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 御答弁申し上げます。

新規の学生の募集については、毎年3月の町広報によって紹介をさせていただき、募集を募っているところでございます。また、現存の在学生の方々による紹介、さらには老人クラブといいますか、生涯教室時に教育委員会の職員等から募集の案内をさせていただいているところであります。

多くの方は、在学生の紹介により入学するのが多いような感じを受けております。全体的に、学生全体が若干少ない状況になっていることも事実かなというふうに思っております。このことは、多分、社会福祉協議会ですか、それから町の福祉課が事業を進めている健康づくり教室ですとか、それから高齢者の方々のボランティア活動ですとか、そういう多様な個人の学習機会の場が提供されている状況から若干近年は低迷傾向にあるのかなという感触を持っておりますし、また、60歳を超える方々においても、現状として非常にお仕事をされている方々も多いようにも見受けられます。

そんなこともありまして、全体的にはやや低調のように感じられるかと思いますが、教育委員会としては豊寿大学の活動において、主体的に学ぶ学習機会の提供という点では、一定の成果を見ているものと考えておりまして、今後もこういう形で事業

は続けていきたいかなというふうに思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 豊寿大学でございますけれども、私もことし6月で60歳になります。権利ができるのかなという状況でございますけれども、将来的には、私はいつの時点で入学するかわかりませんが。

大学の科目なのでございますけれども、いわゆる最近といいますか、ここ数年で新設された科目については、どのような新しい科目なのでしょうか。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 お答え申し上げます。

平成30年度から新たに歴史科ということで、町の歴史を勉強してみましようというようなことで、歴史科というものを新設しております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 教育長に、ぜひとも私お願いしたいことがございまして、できれば、いわゆるその科目の中に新設として、講座として置いていただきたい科目があるわけですが、これは案として申し上げてよろしいでしょうか。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 私から小笠原議員さんの発言に対して意見を申し上げることはできませんので、御了承ください。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 私の知っている限り、実は高齢者の方が制作したかるたが存在するのは、教育委員会に。実は、私が代表を務める青少年の団体、豊頃町青少年育成連絡協議会では、毎年1月上旬に報徳かるた大会を開催しているのです。このかるた大会に、ぜひとも豊寿大学講座等の協力がいただけないものかなと思ってございます。現在の大会は第3回目で、使用しているかるたは平成27年の10月に我が町が当番町村だった第21回全国報徳サミットの記念として制作していただいたものなのでございますけれども、若干参加の子どもたちにマンネリ化状態になってきておりますので、新しい新作の手づくりかるたを、子どもたちは自分たちの楽しみとして創作活動の一環として、ぜひとも豊寿大学において、創作かるた部みたいなものを創設して活動していただければ、子どもたちも何年かに一遍新しいかるたにありつけるのかなというふうに思っております。できればこのような部もいかがかなということで、ちょっと発案させていただきました。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 現在、本町で豊寿大学の皆さんの協力をいただいて、報徳かるたとい

うものを準備されております。更新等々については、ちょっと過去の経緯、若干わからないところもあるのですが、多分文学科の皆さんが協力し合って、現在の報徳かるたについてはつくられているのかなと思いますが、この辺についてはまた、さらに文学科の新たな学生の皆さんとともに更新等のことが可能かどうかというような内容について、お話をさせていただけるかというふうに考えております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 私、その制作されたかるたを全部見てございます。ぜひとも目の見る形で、子どもたちにそれを取らせてやりたいと思ってございますので、それを活用していただく機会を与えていただければなというふうに思っております。

これで、私の質問を終了させていただきます。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 ただいま御質問あったとおり、育成協が毎年行っていただいております事業のほかにも、さらに子どもたちが利用できるような機会を小学校等々に紹介をさせていただきながらつくっていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 これで一般質問を終わります。

◎ 意見書案第1号

●藤田議長 日程第5 意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

1番中村純也議員。

●1番中村議員 意見書案第1号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。

総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ6万3,000人に上り、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっている。また、正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大き

くなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方である。

こうした中、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立した。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

については、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記。

1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

2、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備を図ること。

3、パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

4、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●藤田議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎会期中の閉会

●藤田議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

宮口町長。

●宮口町長 ただいまは、議長のお許しをいただきましたので、一言私から御挨拶を申し上げます。

今定例会に上程いたしました議案が全て御承認いただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。議員各位には、任期最後の定例会となりましたが、それぞれの立場でこの1期4年間、陰に陽に町民の暮らしを守り、町政進展に多大なる御尽力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

いよいよ4月に入りますと新しい元号が発表され、また目白押しに各選挙がござい

ます。本町におきましても、議会議員の選挙が来る4月16日告示され、投票日は21日予定と伺っております。各議員におかれましては、これまで培われた豊富な経験のもとに、近くの者喜び遠くの者来るまちづくりの構築のため、再びお力添えをいただきたいと切望しているところであります。

結びになりますが、議員各位のますますの御健勝と御多幸を願い、誠に粗辞であります。お礼の言葉といたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

●藤田議長 私からも、一言御挨拶申し上げます。

議長としての1期4年間、町民の目線に立った行政を目指し、将来を見据えた議論を大切にとの思いで務めてまいりました。この間、議員各位はもとより、理事者、職員の皆様の御協力により、議長としての職責を果たすことができましたことに感謝申し上げます。

本定例会は、会期を1日残し、平成31年度一般会計、他特別会計の予算を含め、全ての事件を終了させていただきました。このことによって、平成31年度の町政が、宮口町長のもと遺憾なく展開されることを、町民の皆様とともに御期待を申し上げます。

理事者及び職員の皆様には、健康に留意されまして、今後とも豊頃町の発展のために一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。平成31年第1回豊頃町定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎閉議宣告

●藤田議長 これをもって、平成31年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員